

東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和5年6月29日（木） 都庁第一本庁舎南塔33階 特別会議室S1			
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫（部会長） 弁護士 木下 潮音 弁護士 松本 はるか 弁護士 森岡 誠 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	0件	1件	1件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案1>			
	Q 一連の契約に関してヒアリングをした際に、事業者と打合せをしたことを示す資料があるが、開札前に個別の事業者と打合せをすることがあるのか。	A 当該の資料は、先行した契約の受注者である事業者と打合せを行ったことを指しており、開札前に個別の事業者と打合せすることは無い。		
委員会による報告又は意見の具申	「 東京都入札監視委員会第一監視部会委員の意見について 」のとおり。			
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年6月30日			
抽出案件計	5件	(備考)		
一般競争	1件			
指名競争	3件			
随意契約	1件			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案2>（高額・高落札率事案）（一者入札事案） 八王子水再生センター汚泥焼却設備再構築工事[一般競争入札]			
	Q 継続的に利用している設備の再構築等において、当初の受注者のみが参加する1者入札や高落札になることが多く見受けられるが、本件においても落札者は当初受注者だったのか。 また、なぜ1者のまま入札を進めたのか。	A 仕様書で一定の性能を指定しているが、本件の仕様を満たす焼却炉は4者が製造可能であり、それ以外の者もそれらの焼却炉を調達して参入することは可能であった。特に受注者が有利であったとは考えていない。 本件は予定価格が約50億円の案件であ		

	り、価格的に一般競争入札により行ったため、任意指名で追加はしていない。
Q 焼却設備をコントロールするシステムを受注者が設置していて、受注者が有利になるような事情は無いか。	A 制御設備の設置者は別の事業者である。なお、制御のための運転管理委託の受託者であるJVには本件の受注者が参加しているが、そのことは本件の受注者のみが有利であることを示すものではない。
Q 契約金額が約50億円とのことで、見積りにそれなりの時間もかかると思うが、公報掲載日から希望申請期間の末日までの2週間で見積りを行うのか。	A 一般競争入札における手続きとしては、希望申請期間は入札参加者に手を挙げていただく期間であり、参加資格の確認結果通知により、参加ができることが確定する。 通知を受け取った参加者は、通知後に細かい積算を行って開札を迎える手続きの流れとなっている。
Q 本件のような焼却設備等の案件は、競争性が働かなくなるような構造的な問題はないか。	A 発注者としても様々なメーカーが参入できるよう努めており、例えば、本件においては、設置する焼却炉の半分の能力の施工実績があれば参加できるようにするなど、競争性の確保に取り組んでいる。
<議案3> (1者入札事案) 警視庁中野庁舎改修発電設備工事[希望制指名競争入札]	
Q 技術的に履行が困難として辞退する事業者がいるなか、契約締結後に受注者が履行できないから高額の変更を要望した点についてどう考えるか。	A 設計時に、発電機本体の収まりに関して配慮はしていたが、ファンやダクトも含めた収まりも含めた検討が、もう少し必要であったと考えている。
Q 契約変更は、受注者からの申し出で契約金額を上げたのか。	A 詳細な立体的な図面で検討した結果、どうしても収まらないことが分かったので、契約変更に至った。 騒音規制をクリアするために必要となった消音器の金額が一番大きなウエイトを占めており、金額は、改めて三者から見積りを取り、内容を精査した上で、受注者と協議し変更金額を決定した。
Q 本件では40%近く増額しているが、契約変更で増額するに当たり、金額の適正さを担保するルールがあるのか。	A 受注者と、どういう仕様が必要になるか協議し、都が当初の設計と同じやり方で都の積算単価等により積算した上で、当初落札率を乗じて金額を算出し、受注者に提示する仕組みである。

<p>意見：発注に当たっては、より適切な発注条件を定めていただきたい。</p> <p>また、金額も大きく上昇する大幅な設計変更の際は、適切な価格を担保するよう検討されたい。</p>	
<p><議案4>（1者入札事案） 令和4年度海の森水上競技場水上施設等改修工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 受注者は、本競技施設を当初施工した際に関わった業者ではないのか。</p>	<p>A 当初施工した際のJV構成員及び下請け業者ではなく、関連はない。</p>
<p>Q 工事内容を見ると施工の困難さなどほとんど見いだせないが、技術者の配置困難以外の特別な理由は考えられるか。</p>	<p>A 技術的に困難なものは特にないと考えているが、操舵標識などを知識として精通している業者が少ないのではないかとと思う。</p>
<p>Q 予定価格を事前公表にした理由は、なぜか。</p> <p>公表された予定価格が期待していたより低いために参加者が辞退した等、辞退理由と予定価格との関係で、発注者側の考えはあるか。</p>	<p>A 現在都は低価格帯の工事では、予定価格を事前公表することになっており、本件は土木業種で3.5億円未満なので事前公表で行った。</p> <p>価格と施工内容については問題ないと考えているが、操舵標識などの知識が必要になってくるのが、忌避された原因かと想像する。</p>
<p><議案5>（1者入札事案） 東京国際フォーラム（4）ホールAほか舞台音響設備改修工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 受注者は、音響設備メーカーの立場でもあるようだが、入札に当たり都としてはどのように考えているのか。</p>	<p>A 中小企業の受注機会の確保という観点から、通常、メーカーが大企業の場合には参加制限を付することがあるが、中小企業がメーカーで、かつ、工事業者である場合には、メーカーであるという理由だけで入札から排除することはせず、基本的に参加を認めている。</p>
<p>Q 受注者は、巨大な企業集団に属しているが、受注者単体だけを見て中小企業と判断するのか。</p> <p>また、中小企業の子会社が受注して、大企業の親会社に下請けに出したり、親会社とJVを組んで入札参加したりすることを排除していないのか。</p>	<p>A 受注者単体で、中小企業法に基づく中小企業に該当するか判断している。</p> <p>グループ企業に下請けに出すことを排除していないが、一括下請けは建設業法で禁止されている。</p> <p>グループ傘下に入っている事業者は、JVを組めない参加条件にしている。</p>

<p>Q 改修対象の音響システムのメーカーは、受注者のものなのか。</p>	<p>A 落札者を含めた数社の製品で構成されており、システム間の調整が必要な部分もあるが、全ての製品が同じメーカーである必要はない。</p>
<p>Q 参加者の辞退理由で、受注者から入手できなかったとあるが、発注者としては仕方ないという考えか。</p>	<p>A 発注者としては、製品の流通状況を正確に把握するのは難しく、各社の営業戦略もあり、一律に規制するものではないと考える。</p>
<p><議案6> (1者入札事案) (同一事業者による長期受注事案) 東村山浄水場常用発電設備ガスタービン等補修工事[特命随意契約]</p>	
<p>Q 特命随意契約で発注しているが、毎年毎年、相当額の補修費を払っており、競争性の点での改善について、どう考えているか。</p>	<p>A 本件のガスタービンエンジンは航空機と同様のものであり、自動車用エンジン等の大量生産されているものと違って、各メーカーの独自技術は秘匿されている。他社がメンテナンスできないし、他社への部品供給もしていない。 エンジンの機能を確保することを目的に、確実に補修、点検できる受注者に特命で発注している。</p>
<p>Q 本件のガスタービンを設置する際に、後に絶対に必要なメンテナンスを考慮し、将来コストを見積もりを取って想定していたのか。</p>	<p>A 発注した当時、そういう作業をしっかりやって検討していると思うが、古い設備のため、現時点では資料が残っていない。 また、本件以降設置した常用発電設備では、社会情勢等を考えてPFI事業で設置した。</p>
<p>Q 契約変更で増額されているが、変更理由はどのようなものか。</p>	<p>A 工場に持ち帰って分解点検をし、各部品の状況確認を行うが、当初の想定よりも部品の劣化が著しく、交換が必要な部品が増えたため、増額になっている。</p>
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案2から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>